

今後の施策の展開方策

近年、全国各地で頻発している地震や風水害などの大規模な自然災害の状況や、武力攻撃事態等における国民の保護の必要性から考えると、地域住民を守り、安心・安全を確保するには、常備消防だけでは、十分な対応ができないことから、その方策の一つとして、各市町村では、地域防災体制の重要性や、消防団の意義・具体的活動等について十分PRするとともに、事業所と連携した地域防災体制を構築し、災害に強い地域とする必要がある。

従来から、全国の事業所では、消防署等を通じて、地域防災力の充実強化に協力しているところではあるが、本検討会では、初めて、消防団を切り口とした地域防災力の充実強化という視点に立ち、事業所の関係者の理解を得た上で当該事業所の従業員が消防団に入団しやすい及び消防団となった従業員が消防団活動をしやすい環境を整備するには如何に行えばよいのかを中心に考えるとともに、事業所が所有する防災力の地域社会への提供、その協力事業所を社会が評価する仕組みについて、事業所側の視点、消防団側からの視点、市町村側からの視点等様々な面から検討を行い、幾つかの対応策の提言を行った。この提言を施策に反映していくため、提言の留意点、施策展開方策を最後に取りまとめた。

1 運用上の留意点

提言した消防団活動に関する事前打合せ、消防団と事業所がパートナーとなるための仕組み、消防団協力事業所、危機管理アドバイザー消防団員等については、市町村・消防本部・消防団は、次のような点に十分に留意して導入することが望まれる。

《 仕組みの導入にあたっての調整 》

これらの仕組みを導入する際は、事業所の理解と協力、更に、消防団側での受け入れ体制が整っていることが重要である。

そのため、消防団活動に関する事前打合せ、消防団と事業所との連携強化策、危機管理アドバイザー消防団員、消防団協力事業所を単独で導入するのではなく、それぞれと組み合わせ採用し、事業所側にも、消防団側にもメリットがあるような仕組づくりを、消防団の実質上の事務を担当する市町村又は消防本部等において整備する必要があり、特に次の事項に留意する。

- (1) 消防団への協力を通じた地域防災活動を行う方法のメニューの整備

事業所側へのアプローチとして、提言した事業所が協力可能な防災活動を行う方法のメニューの他に「地域の実情にあわせたメニュー」を整理する必要がある。
- (2) 事業所の理解と協力が得られる制度の構築

事業所の関係者の理解と協力が得られるように、消防団への協力が社会貢献及び社会責任の一つと捉え地域防災活動に協力することができる仕組みとして、消防団防災協力事業所制度を構築することが必要である。
- (3) 機能別団員、機能別分団制度の活用

消防団と事業所との連携強化策、危機管理アドバイザー消防団員の導入を前提として機能別団員、機能別分団制度を活用する必要がある。
- (4) 柔軟に対応できる協定や覚書きの作成

これから入団を考えている被雇用者及び現在事業所に勤務している消防団員の「勤務時間中における消防団活動」等の処遇等及び自衛消防隊活動との両立について、事前に事業主と打合せできるような、協定や覚書き例を作成し、活動環境の整備ができる仕組みづくりが重要であると考えられる。

その際、協定や覚書きは柔軟に対応できるように、個別の事情に合わせた事項が盛り込めるように工夫する必要がある。
- (5) 消防団と事業所との連携強化にあたっての留意

消防団と事業所が良きパートナーとなるために協力関係の内容を定める覚書等を締結する場合については、自社の災害防ぎょができ、尚且つ、従業員を消防団員として“事業所外に出動できる範囲”で、消防団員になってもらうことを説明し、「本人の理解を得た上で消防団員となってもらい」出動時等については、消防団として出動し消防団活動をするものとする。
- (6) 覚書き等にあたっての締結の留意

事前打合せを行う場合、必要な時は書面で行うこととして、書面上の行政側の締結者は、地域の実情にあわせて、市町村長、消防長、消防団長等、柔軟に定めることが必要である。一方、事業所側の締結者については、「事前に協定や覚書きを交わす場合は、取締役より、総務部長や人事課長の方が良い事業所もあるのでその点を考慮した方が良いと思う。」という意見もあったため、会社の実情等を考慮して相互で十分協議し定めることが必要である。

また、自衛消防隊を警備保障関係会社に委託している事業所もあるため、そのような場合については、行政側、当該事業所及び警備保障関係会社の三者で交わす場合も考えられる。

2 消防団の更なる発展

消防団は、住民から高い期待が寄せられているとともに、更なる役割の拡大が求められているところであるが、社会環境の変化に伴い、団員数の減少が続いている。

そのため、消防庁では、全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるが、団員の確保が困難な場合に、地域の多くの住民に消防団に参加してもらう方策として、全ての災害・活動に参加するのではなく、特定の災害・活動のみに参加する「機能別団員・分団制度」を平成 17 年 1 月に新たに示したところである。

この提案をより実情に即したものにし、具現化するため、本検討会では、消防団活動に関する事前打合せ、消防団と事業所との連携強化策、消防団協力事業所、危機管理アドバイザー消防団員等を提言した。

また、事業所と義勇消防（消防団）の連携は、世界的な共通課題であり、今後、更に発展させるためには、海外における事業所と義勇消防（消防団）の連携について調査・検討する必要があると考えられる。

現在、我が国における事業所と消防団の連携の先進事例として、昨年度、機能別団員制度の通知後、全国に先駆け愛媛県松山市で「機能別団員」が誕生している。これは、事業所である松山西郵便局員 31 名が郵政消防団員になったものである。郵便業務が地域情報に精通していること及び郵便局員の機動力等を活かし、沿岸部の津波、高潮又は河川の増水等の大規模な自然災害における被害状況等の情報収集を迅速に行い、市災害対策（警戒）本部へ伝達し、更に、防災情報の広報、避難勧告・指示の伝達、避難住民の誘導等を実施するものであり、まさに、郵便業という事業所の特徴を有効かつ効果的に活用し、迅速・的確に災害対応できる体制を構築して、地域防災力の充実強化を図った優れた事例である。

この他にも、実現には至っていないが、：宅配業者による情報収集分団、：建設業者の重機等を活用した大規模災害対応分団、：化学工業など研究員による消防団・危機管理アドバイザー等、事業所の特徴を活かした様々な機能別団員や機能別分団が考えられる。

《具体的な運用例》

：情報収集分団・団員

大規模災害発生時等において、宅配業者、郵便局等の事業所が有する地域情報及び機動力等を活かし、災害情報の収集、避難勧告・指示の伝達、避難誘導等を行う。

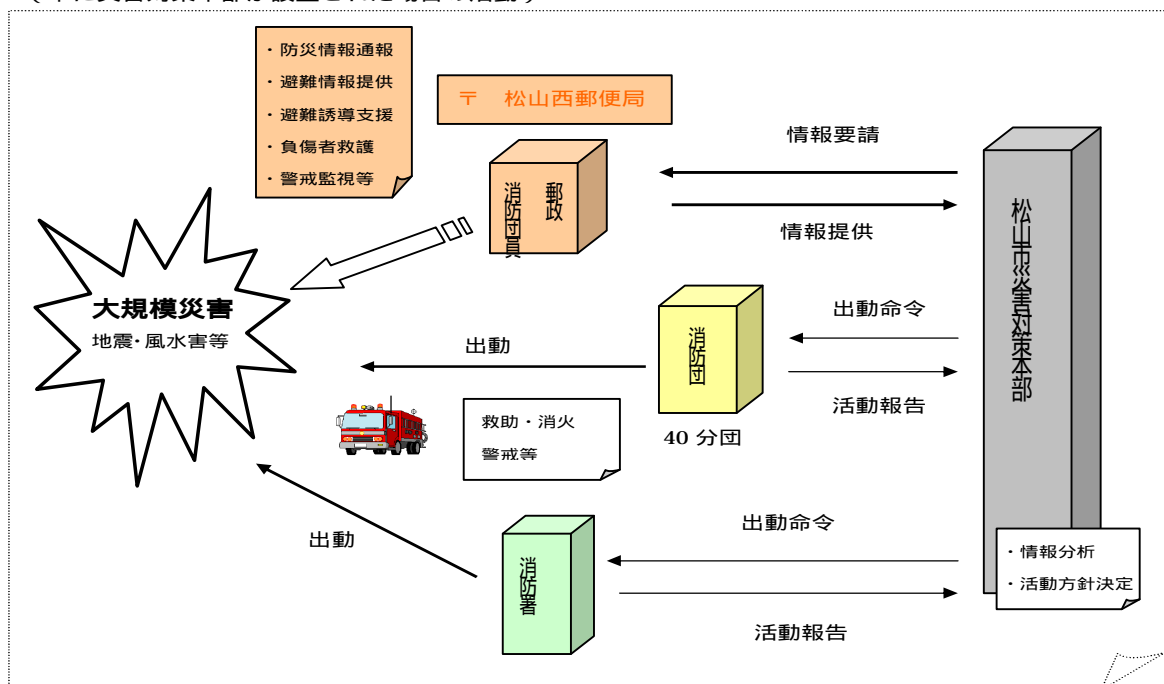
【事業所】 宅配業者、郵便局、新聞配達業等

- 【特 徴】 ・ 地理を熟知、地域の実情に精通
 ・ 機動力
- 【役 割】 ・ (大規模災害発生時等における)災害情報の収集
 ・ (")避難勧告・指示の伝達
 ・ (")避難誘導 など
- 【身分等】 消防団員
- 【組 織】 本部付け
- 【階 級】 一定の階級に固定(昇任なし)
- 【装 備】 活動服のみ支給
- 【用 件】 入団時及び年1回程度の一定の研修・訓練を実施
 事業所の実状にもよるが、研修・訓練等は勤務時間に実施できるように打合せすることも考えられる。
- 【処 遇】 報 酬 : 出勤時に日額報酬
 出勤手当 : 基本団員と同額を支給
 公務災害 : 基本団員と同じ
 退職報償金 : 団員の階級で年限を加算

事業所の特徴を活かした情報収集分団・団員の優良事例

松山西郵便局 活動体系

(市に災害対策本部が設置された場合の活動)



：(重機等を活用した)大規模災害対応分団

大規模災害発生時等において、事業所が持つ防災関連民間ストックである重機等の特殊車両及びその車両の操作技術等を活用し、倒壊家屋、土砂崩れ等における生存者の人命救助等を行う。

【事業所】 建設業者等

【特徴】 ・重機等の特殊車両の活用
・その車両の操作技術の提供 など

【役割】 (大規模災害発生時等における)
倒壊家屋、土砂崩れ等における生存者の人命救助

【身分等】 消防団員

【組織】 本部付け

【階級】 一定の階級に固定(昇任なし)

【装備】 活動服のみ支給

【要件】 入団時及び年1回程度の一定の研修・訓練を実施
事業所の実状にもよるが、研修・訓練等は勤務時間に実施できるように打合せすることも考えられる。

【処遇】 報酬 : 出勤時に日額報酬
出勤手当 : 基本団員と同額を支給
公務災害 : 基本団員と同じ
退職報償金 : 基本団員と同じ

【その他】 市町村から事業所に対し、重機使用の協力謝金を交付等を考慮

：消防団・危機管理アドバイザー

消防機関だけで対応することが困難な特殊災害等の場合、専門的な知識や経験を有する事業所や大学機関等の専門機関の知識と技術を取り入れ、迅速かつ的確な意思決定や災害応急対策の実施を図る。

【事業所】 ・専門的な知識や経験を有する事業所
・大学機関等の専門研究機関 等

【特徴】 ・災害対策に関する助言
・住民や行政職員等の防災知識の習得や防災意識の高揚
・防災関連技術の共同研究

【身分等】 消防団員

【組織】 本部付け

- 【階 級】 分団長、部長等
- 【被 服】 活動服のみ支給
- 【要 件】 各種危機管理対策に係る事業所や大学機関等の専門家
- 【処 遇】 報 酬 : 基本団員の分団長、部長等よりも低額な年額報酬
 出動手当 : 市町村の講師謝礼基準額を勘案した手当を設定
 公務災害 : 基本団員と同様に補償
 退職報償金 : 基本団員と同じ

: 水上消防分団

水上における消防活動に民間ストックを活用し、災害対応力の充実強化を図る。

【事業所】 ・海運事業所 等

【特 徴】 ・船舶等の提供
 ・その船舶の操作技術の提供 など

【役 割】 水上における消防活動

【身分等】 消防団員

【組 織】 本部付けもしくは分団付け若しくは基本団員と同様

【階 級】 一定の階級に固定（昇任なし）若しくは基本団員と同様

【装 備】 活動服のみ支給

【要 件】 入団時及び年 1 回程度の一定の研修・訓練を実施

事業所の実状にもよるが、研修・訓練等は勤務時間に実施できるように打合せることも考えられる。

- 【処 遇】 報 酬 : 基本団員の分団長、部長等よりも低額な年額報酬
 出動手当 : 基本団員と同様の手当を設定
 公務災害 : 基本団員と同様に補償
 退職報償金 : 基本団員と同じ

【その他】 市町村から事業所に対し、船舶使用の協力謝金交付等を考慮

事業所の特徴を活かした水上分団の優良事例

1 機 構 等

(1) 機 構

第一港運（株）を初めとする民間事業所 1 3 社による自衛消防組織

1 本部、4 分団より構成

(2) 所 在 [本部] 福岡県北九州市若松区

(3) 団員数 (H16 . 4 . 1 現在)

[定員] 90 名 [実員] 88 名

[内訳] 団 長 : 1 人 (1 人)、副 団 長 : 2 人 (2 人)、
分団長 : 6 人 (6 人)、副分団長 : 4 人 (4 人)
部 長 : 5 人 (5 人)、班 長 : 10 人 (9 人)
団 員 : 62 人 (61 人)

数字は条例定員数、 () 内の数字は実員数

2 設置年月日 昭和 22 年 10 月 1 日

3 消防団区域 洞海湾内一円

海上のみの消防活動を行い、陸上の消防活動は行わない

4 活動状況等

(1) 出勤状況 (年間) 例年約 40 回 (訓練含む)

(2) 主な活動 水上からの消火活動、礼式、出初式、揚水・放水訓練など

5 主な保有資機材

(1) 事業所の保有分

・消防艇 (協力艇) 8 隻

(2) 市の保有分

・救命胴衣、その他救助機具等 ポンプ車なし

海上のみの消防活動を行っているため、ポンプ車は保有せず

6 そ の 他

(1) 報酬手当等 他の消防団と同様に支給

(2) 協力謝金 市から団に対し、協力金を交付

：林野火災対応分団・団員

林野火災において、森林を熟知した林業関連事業所の従業員による山道等の情報収集や、大規模な山火事において、林業関連事業所の資機材を活用した防火帯等の造成等により、災害防ぎょ活動を実施する。

【事業所】 ・林業関連事業所、森林組合 等

【特 徴】 ・森林を熟知していることを活用し、地理情報、入山者等の収集

・伐採関連資機材の提供

・その資機材の操作技術の提供 など

【役 割】 ・林野における情報収集

・林業関連事業所の資機材を活用した防火帯等の作成 など

- 【身分等】 消防団員
- 【組織】 本部付け及び分団付け
- 【階級】 一定の階級に固定（昇任なし）
- 【装備】 活動服のみ支給
- 【要件】 入団時及び年1回程度の一定の研修・訓練を実施
事業所の実状にもよるが、研修・訓練等は勤務時間に実施できるように打合せすることも考えられる。
- 【処遇】 報酬：基本団員の分団長、部長等よりも低額な年額報酬
出動手当：基本団員と同様の手当を設定
公務災害：基本団員と同様に補償
退職報償金：基本団員と同じ

実現には至っていないものもあるが、考えられる消防分団・団員の形態を紹介した。全ての消防団活動に出動する団員を確保することが基本であるが、団員の困難な場合は、今回、提言した仕組みを活用することにより、全国の市町村において、様々な事業所の特徴を活かした、地域の実情にあった機能別団員や機能別分団等が誕生し、現在の社会環境に即した地域防災力が展開されることを期待する。